

札幌市高齢者の社会参加支援の在り方検討委員会

第1回会議 議事次第

日 時 平成28年(2016年)4月19日(火)
17時30分～
場 所 わくわくホリデーホール
第1会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

(1) 委員長・副委員長の選任 【資料1】

(2) 検討の進め方

ア 事務局説明

- ・ 検討委員会の位置づけ 【資料2、3】
- ・ 検討事項

イ 意見交換

- ・ 検討の進め方について

(3) 今後の高齢者の社会参加支援

ア 事務局説明

- ・ 検討の方向性 【資料4】

イ 意見交換

- ・ 今後の高齢者の社会参加支援について

4 閉 会



配布資料

資料 1 札幌市高齢者の社会参加支援の在り方検討委員会 委員名簿

資料 2 札幌市高齢者の社会参加支援の在り方検討委員会 設置規則

資料 3 検討委員会の位置づけ

資料 4 検討の方向性

参考資料 1 検討の背景

参考資料 2 基本的な考え方

札幌市高齢者の社会参加支援の在り方検討委員会 委員名簿

任期：平成28年（2016年）4月19日～平成29年（2017年）3月31日

氏 名	所 属 等
い だ としろう 飯 田 俊 郎	青森公立大学 経営経済学部 教授
い け だ けいこ 池 田 啓 子	(株)特殊衣料 代表取締役社長
き た ようこ 喜 多 洋 子	地域コーディネーターかどまーる 代表
た け かわ かつお 竹 川 勝 雄	市民委員（公募）
た つ み けいこ 巽 佳 子	市民委員（公募）
な か た ともお 中 田 知 生	北星学園大学 社会福祉学部 准教授
に し だ じゅんこ 西 田 順 子	市民委員（公募）
ば ば しんや 馬 場 伸 哉	札幌市社会福祉協議会 地域福祉部長
は ら としひこ 原 俊 彦	札幌市立大学 デザイン学部 教授
ま き の ひろし 牧 野 弘 志	厚別区町内連合会連絡協議会 会長

※敬称略、五十音順、所属等は委員就任時の内容

札幌市長 秋元 克広

札幌市規則第1号

札幌市高齢者の社会参加支援の在り方検討委員会設置規則

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、今後の高齢者の社会参加支援の在り方について調査審議するため、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第2条第2項の規定に基づき、札幌市高齢者の社会参加支援の在り方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

(準備行為)

3 第2条第2項の規定による委員会の委員の委嘱のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

検討委員会の位置づけ

1 検討委員会の位置づけ

「札幌市高齢者の社会参加支援の在り方検討委員会」は、市長の諮問に応じて調査・審議を行うものとして設置された札幌市の臨時的附属機関です。

検討委員会では、高齢者の社会参加支援の在り方について調査・審議を行い、今後必要な取組や既存事業の再構築などの方向性を検討し、検討結果を報告書として取りまとめていただきます。

札幌市は、検討委員会からの検討報告を受け、調査・審議の結果を踏まえて、これからの高齢者の社会参加支援に関する基本方針を策定する予定です。

2 検討事項

(1) 検討事項

札幌市における高齢者の社会参加支援の在り方について

(2) 検討理由

少子高齢化・人口減少に伴い、労働力の減少による経済規模縮小や、医療・介護等の社会保障費増大による財政悪化等、様々な社会的影響が懸念されています。今後、超高齢・人口減少社会にあっても社会の活力と安心を高めていくためには、年齢や性別に関わらず全ての人が支え合える社会を構築することが必要であり、意欲と能力のある高齢者には、豊富な経験や知識を生かしながら、地域の一員として社会・経済を支える役割を担い、活躍することが求められるところです。

このため札幌市では、札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2015において、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の社会参加支援の具体策を立案するため、既存事業の検証・再構築を含めた検討を行うこととしました。

つきましては、これからの高齢者の社会参加支援の在り方について、様々な見地からのご意見をいただきたく、その方向性についてご検討をお願いいたします。

3 検討の進め方（案）

開催回	想定される議事
第1～2回	・総論検討（背景、方向性、課題整理、事業検証 等）
第3～5回	・各論検討（今後の新たな取組や再構築の方向性検討 等） ・アンケート調査実施
第6～7回	・報告書の取りまとめ

検討の方向性

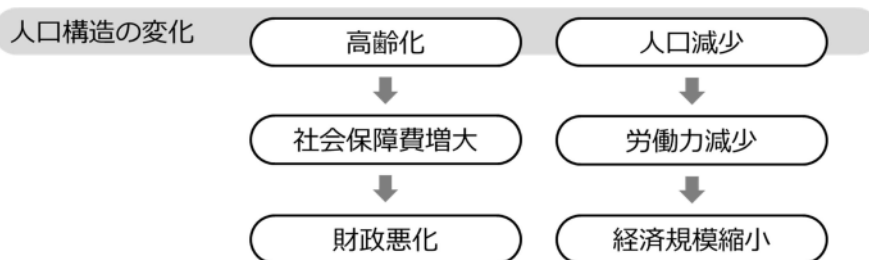
1 検討の背景

高齢者の社会参加支援の在り方検討に先立ち、その背景として超高齢・人口減少社会の現状を確認します。

(参考資料1を併せて参照してください。)

(1) 人口構造の変化

人口構造の変化に伴う社会的影響として、高齢化による社会保障費増大、人口減少による経済規模の縮小が懸念されるところです。



(2) 高齢者のすがた

長寿命化、運動能力の向上等、高齢者を取り巻く状況が変化しており、旧来の「高齢者」像と、現在の高齢者の実態には隔たりがあります。

高齢者のすがた

長寿命化、人生90年時代

運動能力向上、健康と思う方が多い

65歳を高齢者と思う人は少ない

収入は減るが、貯蓄は多い

最終卒業の小・中学は減、大学が増

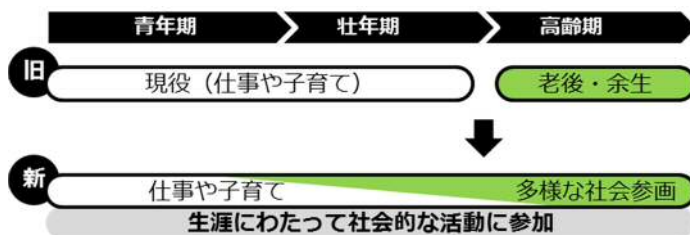
高齢者の有業者数は増、有業率は横ばい

2 課題の整理

背景として確認した超高齢・人口減少社会の現状を踏まえて、課題を整理します。

(1) 旧来の「高齢者」像の更新

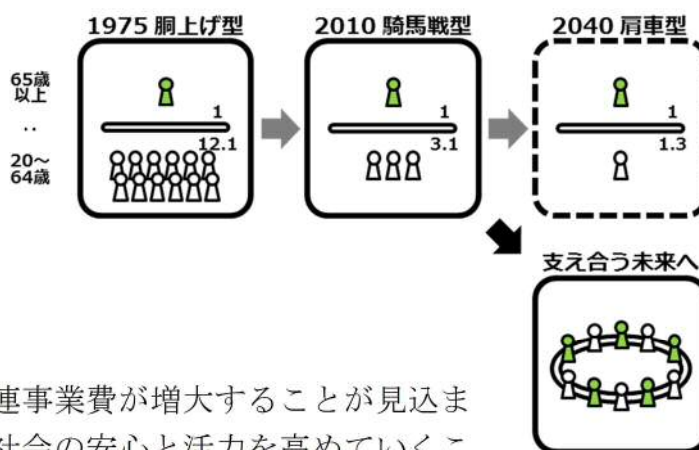
年齢一律で「老後・余生」に移行する旧来の「高齢者」像を改めることが課題であり、長く元気な高齢期にふさわしい暮らし方のモデルとなる、生涯にわたって役割を持って活躍する「新しい高齢者」像が求められます。



(2) 旧来の「支えられる高齢者／支える若者」図式からの脱却

高齢化の説明として使われる「胴上げ型、騎馬戦型、肩車型」という例えは、「支えられる側」(65歳以上) 1人に対する「支える側」(20～64歳) の人数が少なくなることを示しています。

アンバランスな「肩車型」に至る前に、「支えられる高齢者／支える若者」という図式から脱却することが課題であり、世代を問わず共に支え合える社会を築くことが求められます。



(3) 持続可能な地域社会づくり

高齢者人口の増加に伴い関連事業費が増大することが見込まれており、人口減少する中で社会の安心と活力を高めていくことが課題となります。経済や地域コミュニティの力を高めるとともに、これからの時代を担っていく次世代を育成し、歴史の中で培われてきた有形・無形の都市の財産を未来に受け継いでいくことが求められます。

また、行政としては、限られた財源の中で真に必要な行政サービスをしっかりと維持しながら、将来世代に過度の負担を残すことのないように、持続可能な行財政運営とすることが課題となります。今後の新たな取組の立案に当たって、これまでの取組の検証・再構築を含めた検討が求められます。

3 目指す将来像

高齢者の社会参加支援を通じて目指すこととしている「生涯現役社会」とはどのようなものか、高齢社会対策基本法の3つの「基本理念」を基礎に整理します。

(参考資料2を併せて参照してください。)

高齢社会対策基本法の3つの「基本理念」

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

目指す将来像「生涯現役社会」

誰もが生涯にわたって、健康で充実した生活を保ちながら、社会の一員として役割を持って活躍し、世代を超えて支え合える、「生涯現役社会」の実現を目指す。

(1) 社会参画（より積極的な社会参加）

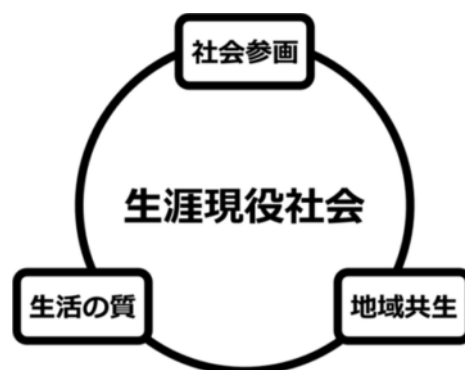
誰もが生涯にわたって、社会の一員として役割を持ち、意欲と能力に応じて活躍できる、活力ある街を目指す。

(2) 地域共生（支え合える地域社会）

誰もが生涯にわたって、お互いを尊重し、世代を超えて支え合い、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせる街を目指す。

(3) 生活の質（QOL）

誰もが生涯にわたって、健康と生活の自立を維持しながら、生きがいを持ち、充実して生活できる街を目指す。

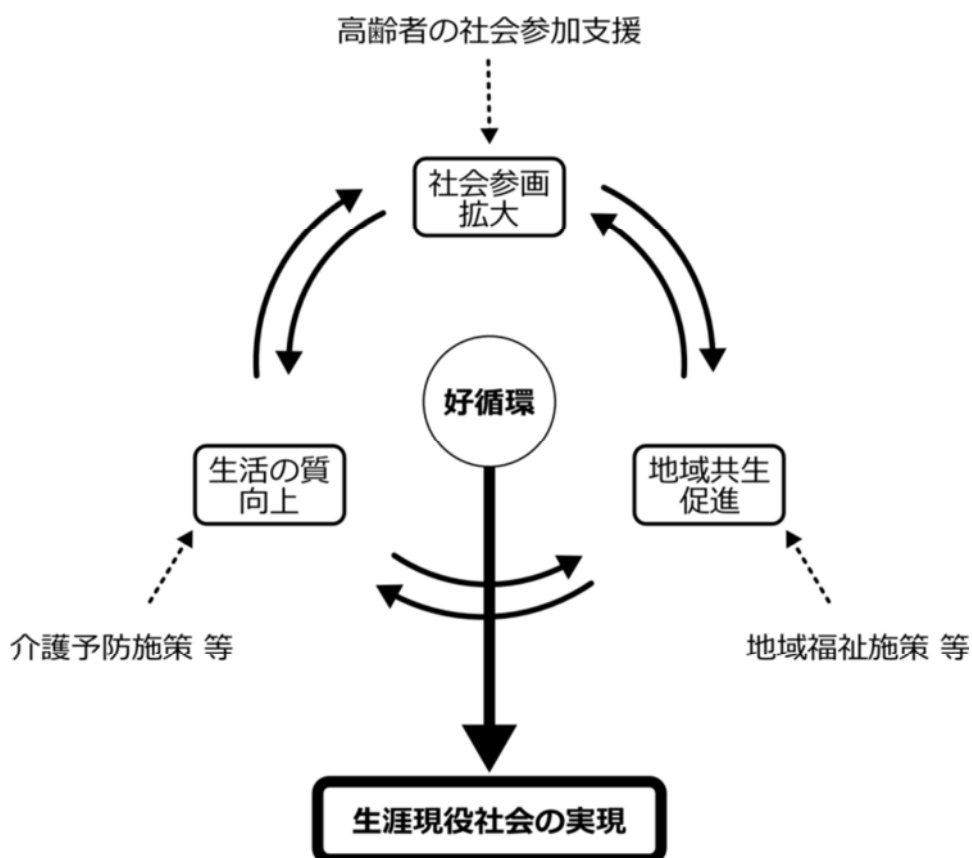


4 検討の方向性

(1) 生涯現役社会 3 要素の好循環

生涯現役社会を構成する3要素は相互に関連し、好循環を成すものと考えられます。札幌市では、関係分野の取組を通じ、各要素への推進を図っています。

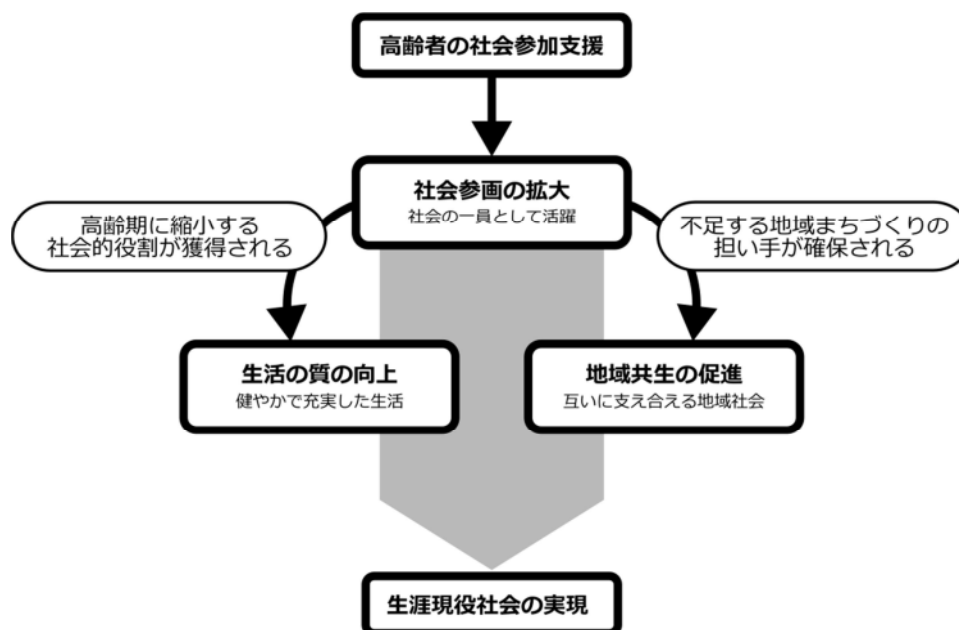
- ・ 「社会参画」の拡大は、地域まちづくりの担い手を増やすことで「地域共生」に、高齢期に縮小する社会的役割が獲得されることで「生活の質」に寄与する。
- ・ 「地域共生」の促進は、活躍の場を広げることで「社会参画」に、地域における支え合いが広がることで「生活の質」に寄与する。
- ・ 「生活の質」の向上は、高次の欲求段階（承認や自己実現の欲求）による活動を増やすことで、「地域共生」と「社会参画」に寄与する。



(2) 高齢者の社会参加支援の位置づけ

本委員会で検討していただく「高齢者の社会参加支援」は、「社会参画」の拡大を通じて、生涯現役社会の実現に寄与することを目指すものです。

生涯現役社会を構成する「生活の質」、「地域共生」と切り分けることはできませんが、本委員会では特に「社会参画」の側面からのアプローチについて、ご検討をお願いします。



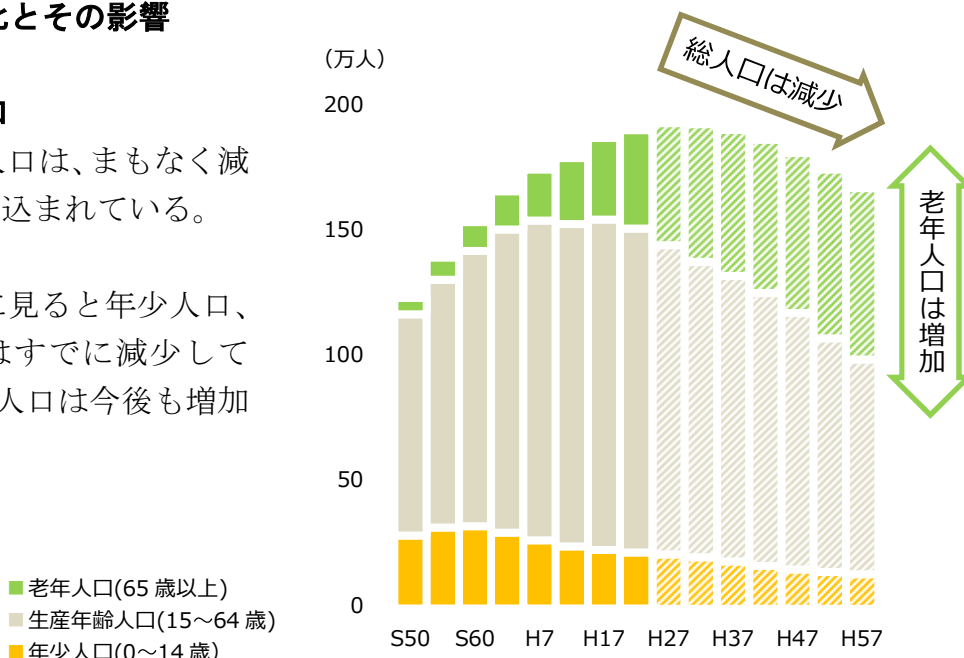
検討の背景

1 人口構造の変化とその影響

(1) 札幌市の人口

札幌市の総人口は、まもなく減少に転じると見込まれている。

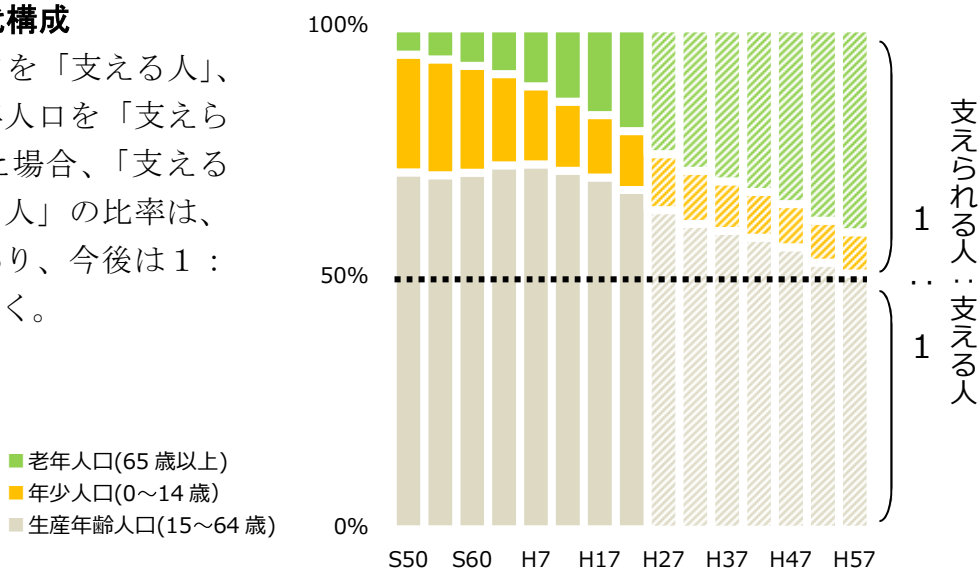
年齢階層別に見ると年少人口、生産年齢人口はすでに減少している一方、老年人口は今後も増加していく。



資料：総務省統計局「国勢調査」(昭和50年～平成22年)
札幌市市長政策室政策企画部 (平成27年～平成57年)

(2) 札幌市の世代構成

生産年齢人口を「支える人」、年少人口と老年人口を「支えられる人」とした場合、「支える人：支えられる人」の比率は、現在2：1であり、今後は1：1に近づいていく。

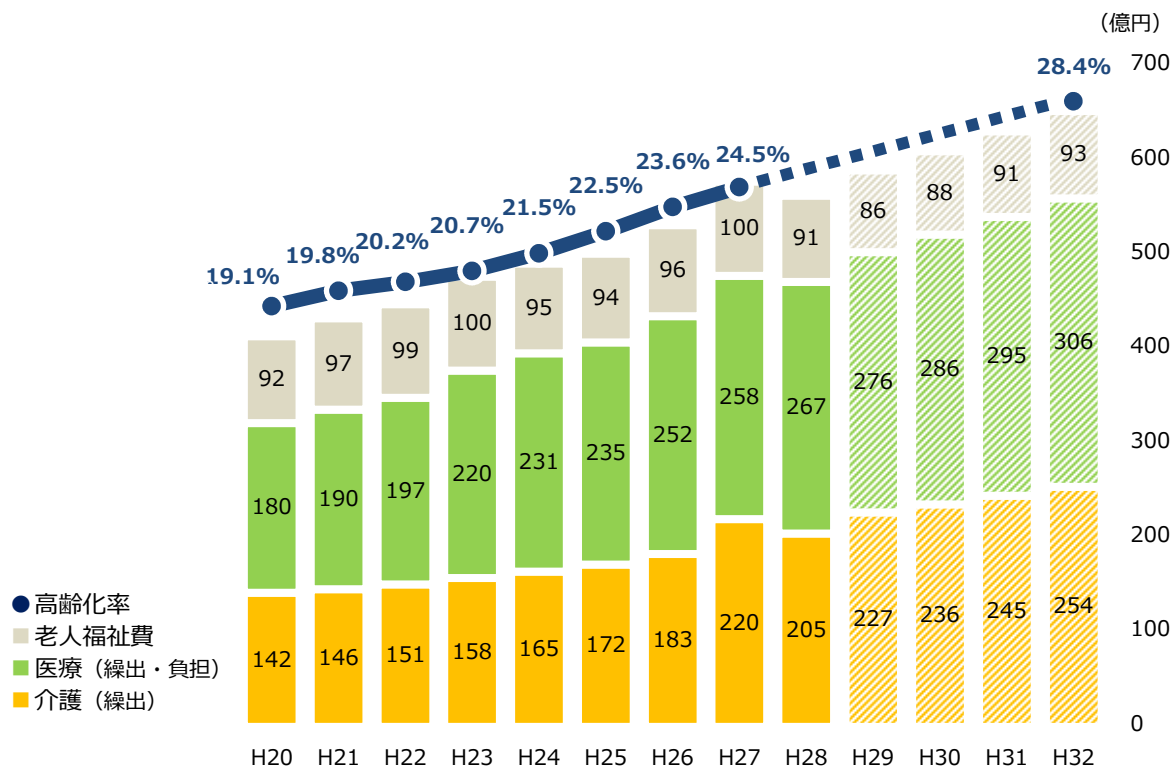


資料：総務省統計局「国勢調査」(昭和50年～平成22年)
札幌市市長政策室政策企画部 (平成27年～平成57年)

参考資料 1

(3) 札幌市の高齢者関連経費の推移

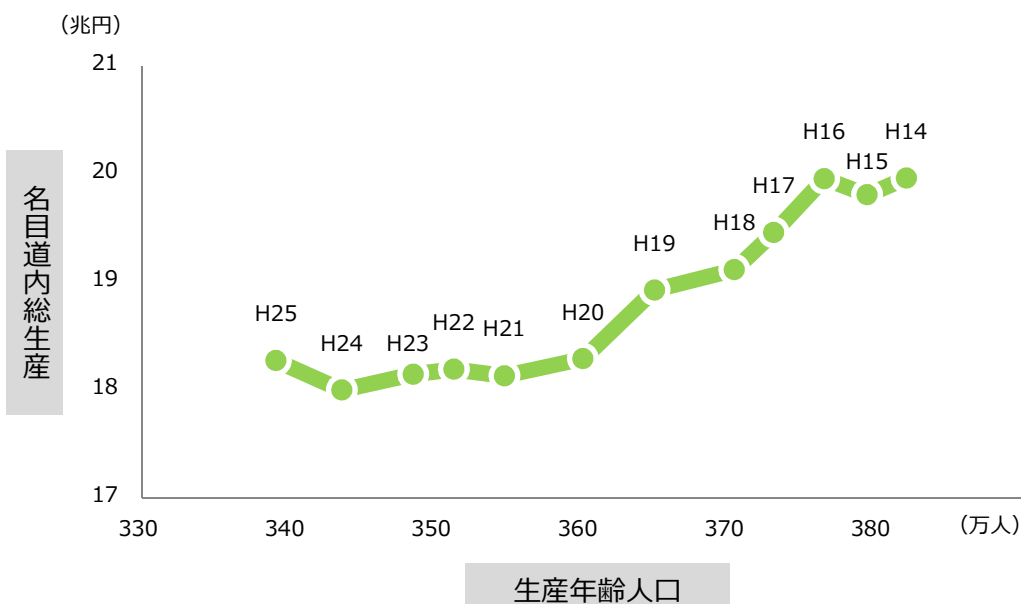
高齢者関連経費は高齢化の進行に伴い、引き続き増加することが見込まれる。



資料：札幌市市長政策室政策企画部、札幌市財政局財政部、札幌市保健福祉局高齢保健福祉部、札幌市保健福祉局保険医療部

(4) 北海道の生産年齢人口と名目道内総生産

生産年齢人口の減少に伴って経済規模（総生産額）が減少する傾向がある。

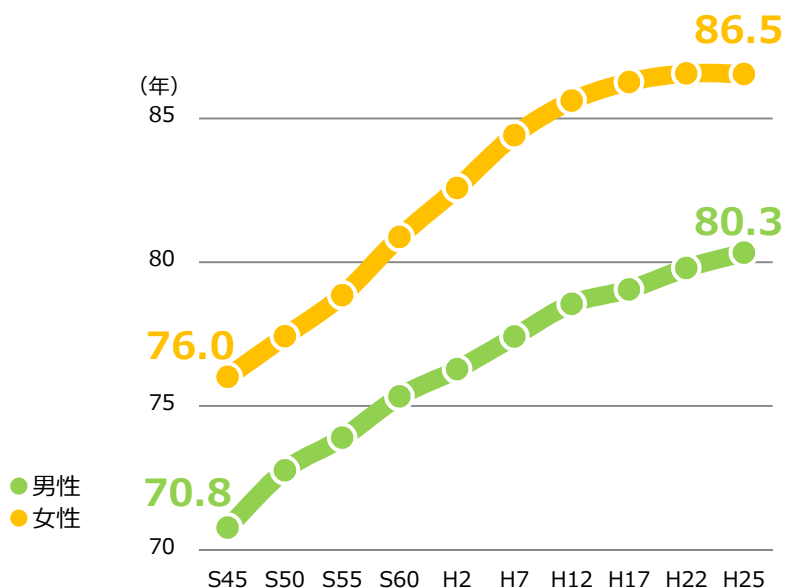


資料：北海道

2 高齢者のすがた

(1) 平均寿命（札幌市）

札幌市の平均寿命は男女ともに40年間で10歳延伸した。

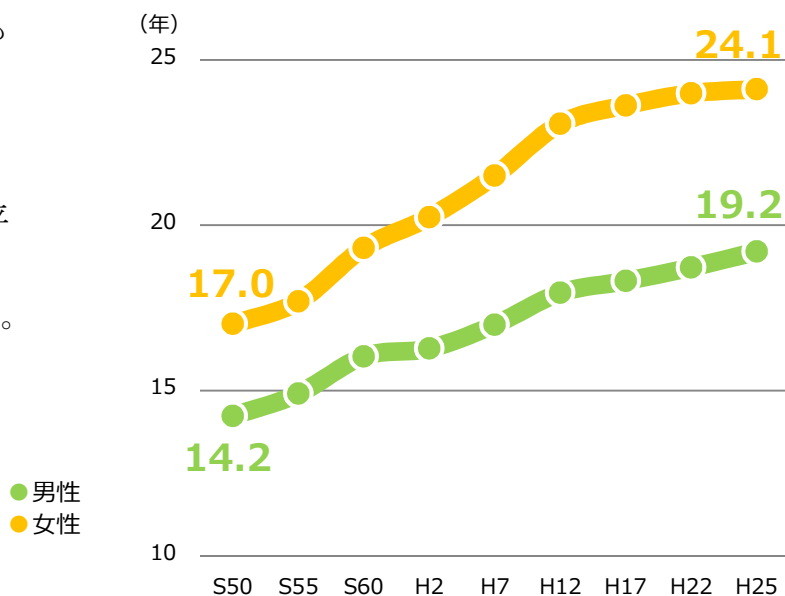


資料：厚生労働省、札幌市保健福祉局保健所、札幌市市長政策室政策企画部

(2) 65歳の平均余命（札幌市）

65歳からの平均余命も男女ともに延伸する傾向にある。

65歳になった方は、平均寿命よりも約5歳長く生きられると期待される。



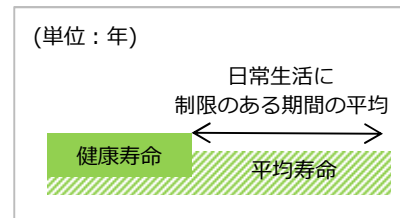
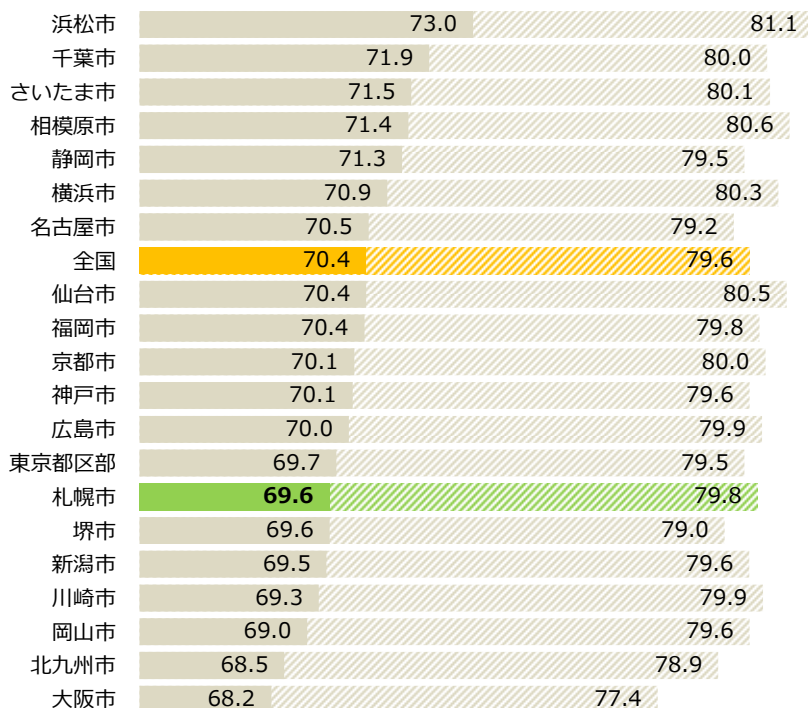
資料：厚生労働省、札幌市保健福祉局保健所、札幌市市長政策室政策企画部

参考資料 1

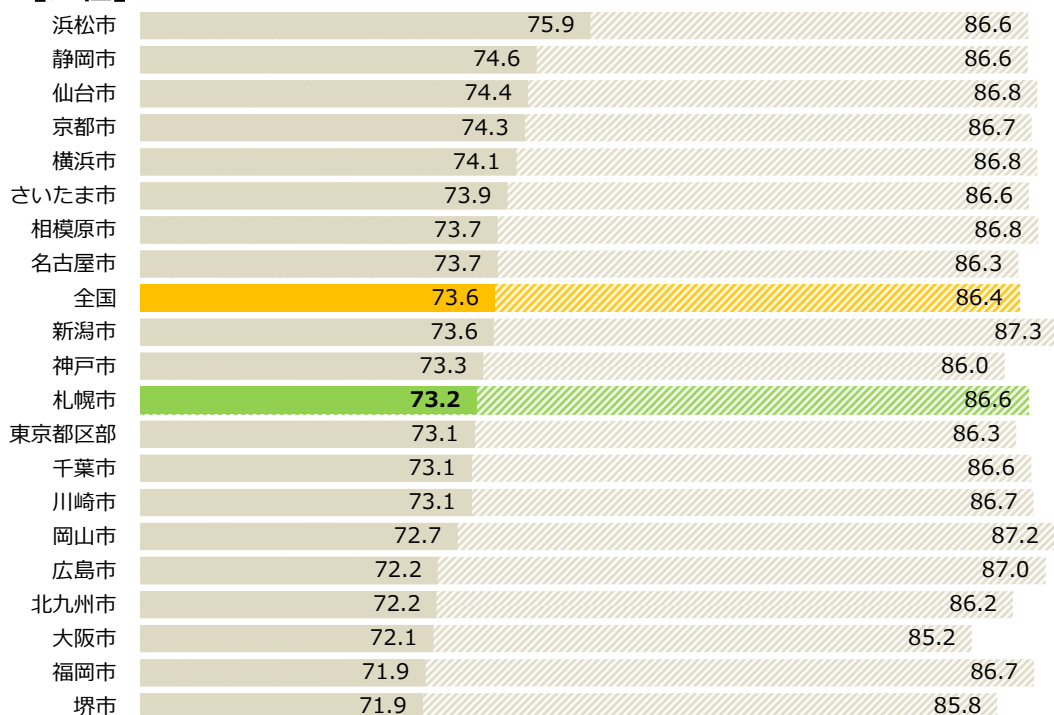
(3) 平均寿命と健康寿命 (20大都市比較)

札幌市の健康寿命は、男女ともに全国平均を下回る。

【男性】



【女性】

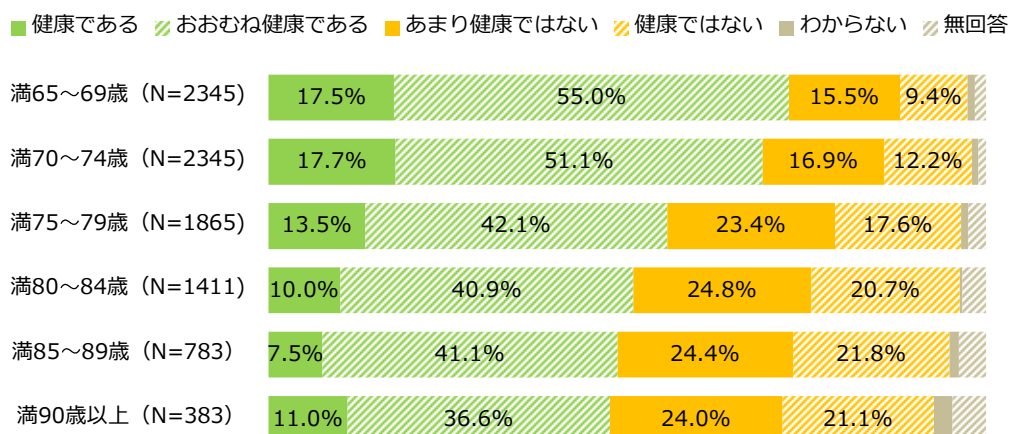


資料：平均寿命は厚生労働省「平成22年都道府県別生命表」
 健康寿命は平成25年度 厚生労働科学研究費補助金（循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業）による「健康日本21（第二次）の推進に関する研究」

(4) 主観的健康観

設問「自分は健康だと思いますか」

80歳代前半までは、過半数の方が「健康である」または「おおむね健康である」と回答している。

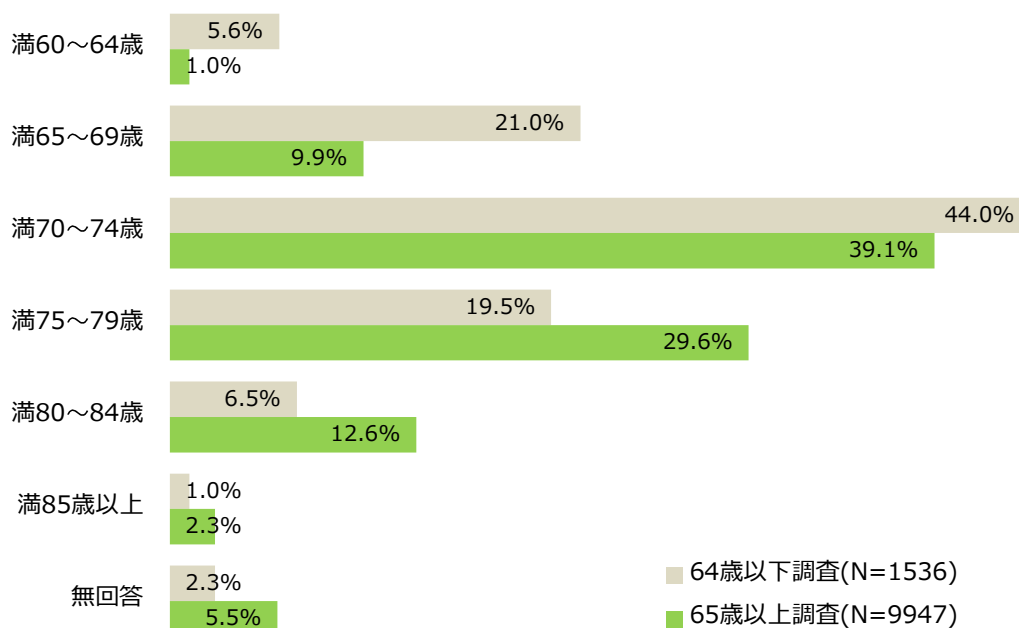


資料：札幌市保健福祉局高齢保健福祉部「高齢社会に関する意識調査〔65歳以上対象〕」（平成25年）

(5) 「高齢者」年齢意識

設問「高齢者とは何歳からだと思いますか」

64歳以下調査、65歳以上調査ともに、「満70～74歳」からが高齢者だと思う割合が最も多い。また、65歳以上調査では64歳以下調査よりも、高齢者の年齢を高めにもっている傾向がある。



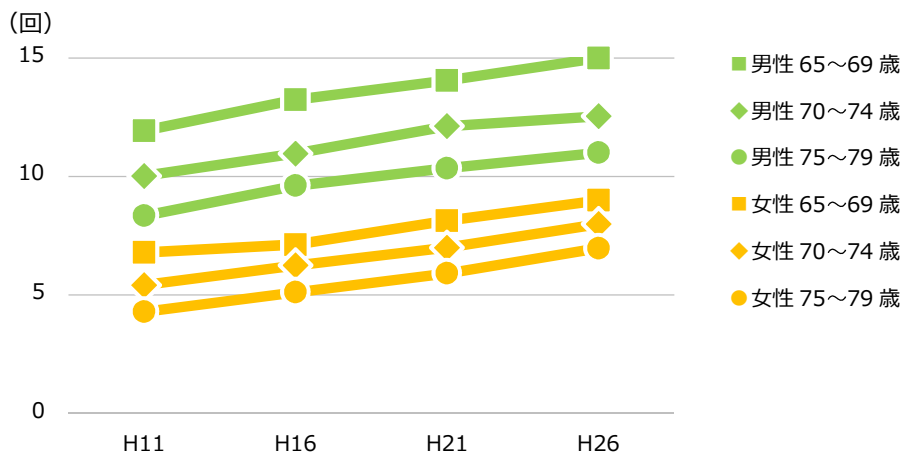
資料：札幌市保健福祉局高齢保健福祉部「高齢社会に関する意識調査」（平成25年）

参考資料 1

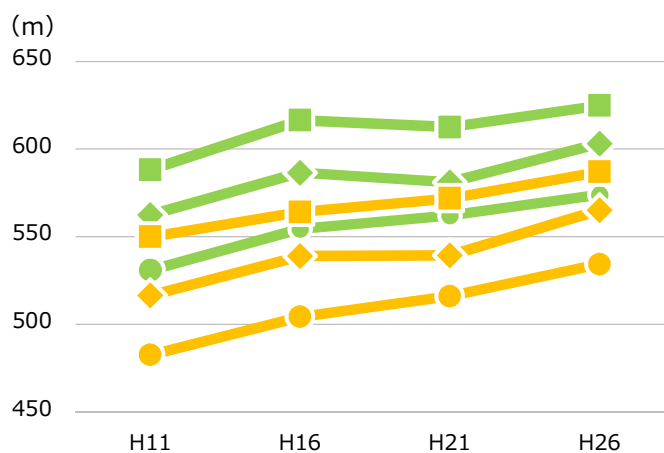
(6) 高齢者の体力・運動能力（全国）

上体起こしの回数は、全ての年齢階層で年々増加しており、6分間歩行の距離は延伸傾向にある。また、10m障害物歩行では、かかる時間が短くなっている。

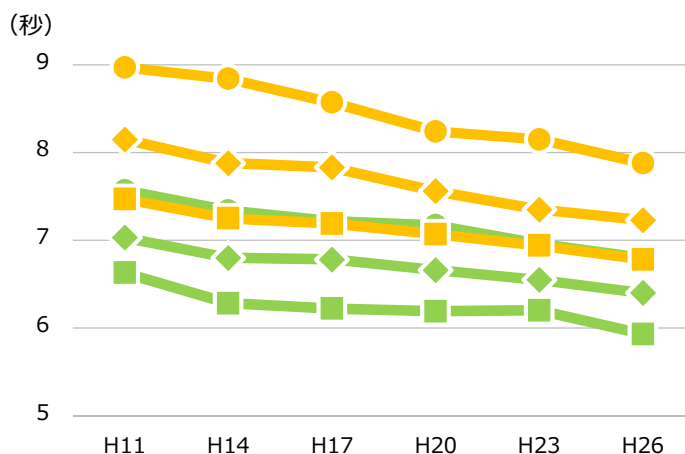
ア 上体起こし



イ 6分間歩行



ウ 10m障害物歩行

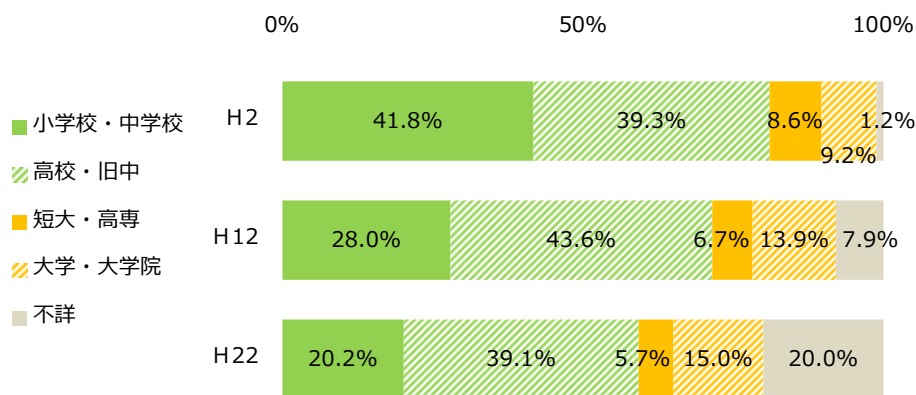


資料：文部科学省「体力・運動能力調査」

参考資料 1

(7) 65歳以上の最終卒業学校の種類（札幌市）

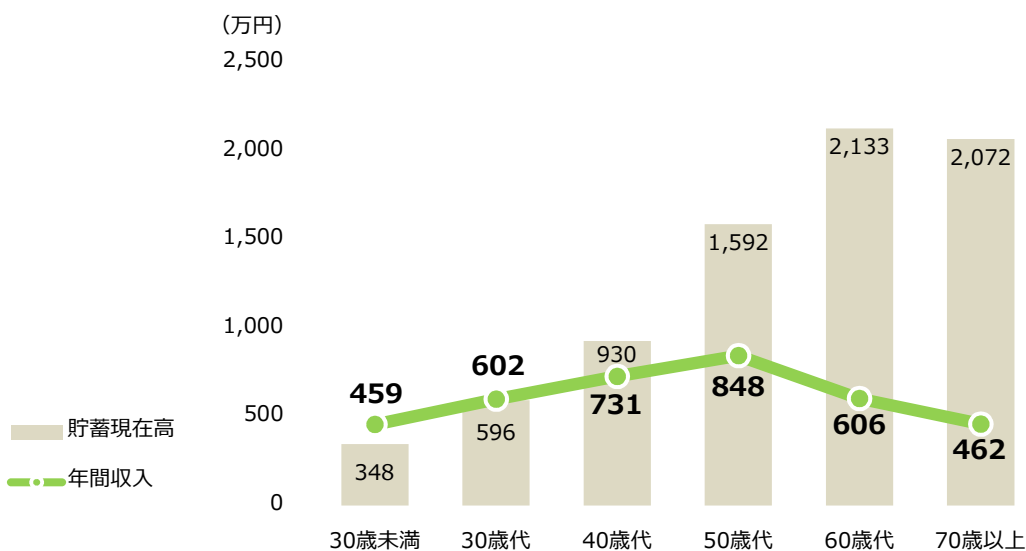
最終卒業学校は小学校・中学校の割合が減り、大学・大学院卒の割合が増えている。



資料：総務省「国勢調査」

(8) 世帯主の年齢階級別貯蓄現在高及び年間収入（全国の二人以上の世帯）

年間収入は50歳代で最大となり、高齢期には減少する。貯蓄現在高は60歳代で最大となり、70歳代では減少するが、50歳代以下の各年代よりも多い。

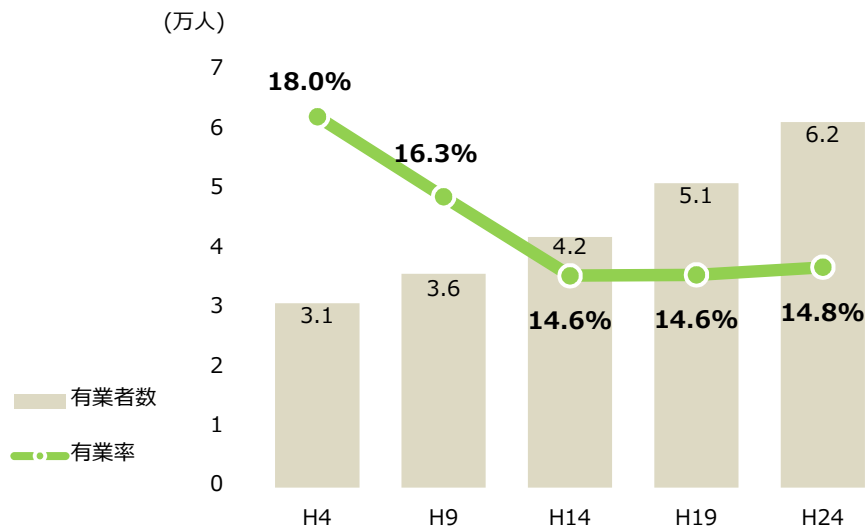


資料：総務省「平成26年全国消費実態調査」

参考資料 1

(9) 札幌市の高齢者の有業者数と有業率

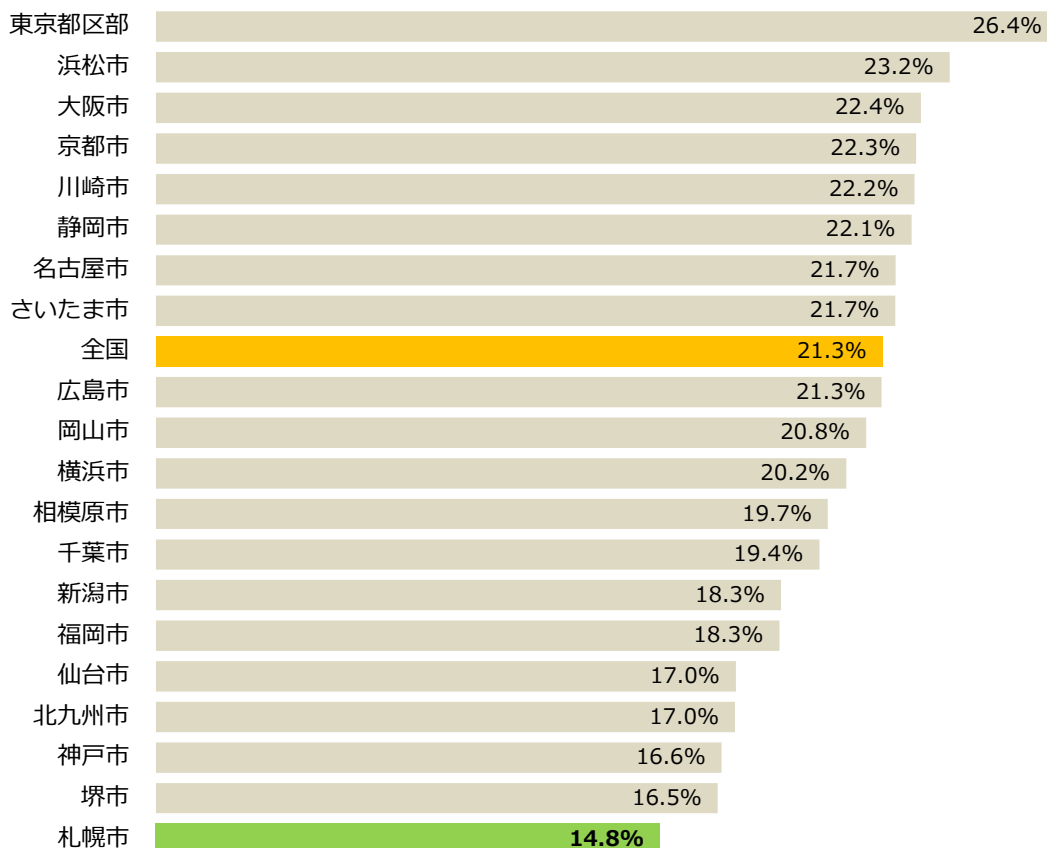
高齢者の有業者数は増加しているものの、高齢者の有業率は平成14年以降ほぼ横ばいとなっている。



資料：総務省「就業構造基本調査」

(10) 高齢者の有業率 (20大都市比較)

札幌市の高齢者の有業率は20大都市のうち最も低い。



資料：総務省「就業構造基本調査」(平成24年)

基本的な考え方

検討の前提となる基本的な考え方として、これまでに国及び札幌市が法律や計画等を通じて示してきた考え方をご紹介します。

1 国の考え方

(1) 高齢社会対策基本法（平成7年法律第129号）

（基本理念）

第2条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会

(2) 高齢社会対策大綱（平成24年9月7日 閣議決定）

「6つの基本的考え方」

(1) 「高齢者」の捉え方の意識改革

高齢者の健康や経済的な状況は多様であるにもかかわらず、一律に「支えられる」人であるという認識と実態との乖離をなくし、高齢者の意欲や能力を活かす上での阻害要因を排除するために、高齢者に対する国民の意識改革を図る必要がある。

また、1947年から1949年に生まれ、社会に対して多大な影響を与えてきた世代であると考えられる団塊の世代が2012年から65歳となり、2012年から2014年に65歳以上の者の人口が毎年100万人ずつ増加するなど高齢者層の大きな比重を占めることになる。このため、これまでに作られてきた「高齢者」像に一層の変化が見込まれることから、意識改革の重要性は増している。このため、高齢者の意欲や能力を最大限活かすためにも、「支えが必要な人」という高齢者像の固定観念を変え、意欲と能力のある65歳以上の者には支える側に回ってもらうよう、国民の意識改革を図るものとする。

(2) 老後の安心を確保するための社会保障制度の確立

社会保障制度の設計に当たっては、国民の自立を支え、安心して生活ができる社会基盤を整備するという社会保障の原点に立ち返り、その本源的機能の復元と強化を図るため、自助・共助・公助の最適バランスに留意し、自立を家族、国民相互の助け合いの仕組みを通じて支援することとする。

また、格差の拡大等に対応し、所得の再分配機能の強化や子ども・子育て支援の充実を通じて、全世代にわたる安心の確保を図るとともに、社会保障の機能の充実と給付の重点化、制度運営の効率化を同時に行い、税金や社会保険料を納付する者の立場に立って負担の増大を抑制する。これらを通じ、国民一人ひとりの安心感を高め、持続可能な社会保障制度の構築を図るものとする。その際、年齢や性別に関係なく、全ての人が社会保障の支え手であると同時に、社会保障の受益者であることを実感できる制度を確立する。

(3) 高齢者の意欲と能力の活用

高齢期における個々の労働者の意欲・体力等には個人差があり、家庭の状況等も異なることから、雇用就業形態や労働時間等のニーズが多様化している。意欲と能力のある高齢者の、活躍したいという意欲を活かし、年齢にかかわらず働くことができる社会を目指すために、多様なニーズに応じた柔軟な働き方が可能となる環境整備を図るものとする。

また、生きがいや自己実現を図ることができるようにするため、様々な生き方を可能とする新しい活躍の場の創出など社会参加の機会の確保を推進することで、高齢者の「居場所」と「出番」をつくる。

さらに、今後、高齢者の意欲と能力が最大限発揮されるためには、高齢者のニーズを踏まえたサービスや商品開発の促進により、高齢者の消費を活性化し、需要面から高齢化に対応した産業や雇用の拡大支援を図るものとする。

(4) 地域力の強化と安定的な地域社会の実現

地域とのつながりが希薄化している中で、高齢者の社会的な孤立を防止するためには、地域のコミュニティの再構築を図る必要がある。また、介護の面においても、高齢化が進展する中で核家族化等の世帯構造の変化に伴い、家庭内で介護者の負担が増加しないように介護を行う家族を支えるという点から、地域とのつながりの構築を図るものとする。地域のコミュニティの再構築に当たっては、地縁を中心とした地域でのつながりや今後の超高齢社会において高齢者の活気ある新しいライフスタイルを創造するために、地縁や血縁にとらわれない新しい形のつながりも含め、地域の人々、友人、世代や性別を超えた人々との間の「顔の見える」助け合いにより行われる「互助」の再構築に向けた取組を推進するものとする。また、地域における高齢者やその家族の孤立化を防止するためにも、いわゆる社会的に支援を必要とする人々に対し、社会とのつながりを失わせないような取組を推進していくものとする。さらに、高齢者が安心して生活するためには、高齢者本人及びその家族にとって、必要な時に必要な医療や介護が受けられる環境が整備されているという安心感を醸成し、地域で尊厳を持って生きられるような、医療・介護の体制の構築を進める必要がある。

(5) 安全・安心な生活環境の実現

高齢者にとって、日常の買い物、病院への通院等、地域での生活に支障が生じないような環境を整備する必要があり、それを可能とするバリアフリーなどを十分に進める。あわせて、子育て世代が住みやすく、高齢者が自立して健康、安全、快適に生活できるような、医療や介護、職場、住宅が近接した集約型のまちづくりを推進し、高齢者向け住宅の供給促進や、地域の公共交通システムの整備等に取り組む。また、高齢者を犯罪、消費者トラブル等から守り、高齢者の安全・安心を確保する社会の仕組みを構築するために、地域で孤立させないためのコミュニケーションの促進が重要である。このため、高齢者が容易に情報を入手できるように、高齢者にも利用しやすい情報システムを開発し、高齢者のコミュニケーションの場を設ける必要がある。

(6) 若年期からの「人生90年時代」への備えと世代循環の実現

高齢期を健康でいきいきと過ごすためには、若い頃からの健康管理、健康づくりへの取組や生涯学習や自己啓発の取組が重要である。また、男性にとっても女性にとっても、仕事時間と育児や介護、自己啓発、地域活動等の生活時間の多様でバランスのとれた組み合わせの選択を可能にする、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図るものとする。また、高齢期における経済的自立という観点からは、就労期に実物資産や金融資産等のストックを適正に積み上げ、引退後はそれらの資産を活用して最後まで安心して生活できる経済設計を可能とする取組を図るものとする。あわせて、高齢者の築き上げた資産を次世代が適切に継承できるよう、社会に還流できる仕組みの構築を図るものとする。

なお、非正規雇用の労働者は正規雇用の労働者と比べ、教育訓練の機会が少ないため職業能力の形成が困難であり、かつ雇用が不安定で、相対的に低賃金であるなど、資産形成が困難であるため、非正規雇用の労働者に対しては、雇用の安定や処遇の改善に向けて、社会全体で取り組むことが重要である。

(3) 「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日 閣議決定)

少子化対策、労働の「質」の向上及び女性・高齢者等の一層の活躍促進

高齢者の活躍も一層促進していく。高齢者が長年の仕事の経験の中で培ったビジネスノウハウや築き上げた人脈という、若者にはない財産を活かさない手はない。意欲ある高齢者が、年齢にかかわらず生涯現役で活躍し続けられる社会環境を整えていくことは、高齢者の希望をかなえ、豊かな生活を送れるようにするためにも極めて重要である。高齢者の多種多様な求職ニーズにきめ細かく対応しながら、就労マッチング機能の強化や能力開発機会の提供を行い、高齢者の活躍を一層後押ししていくこととする。

(4) 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」

(平成27年11月26日 一億総活躍国民会議)

I. 「ニッポン一億総活躍プラン」の取りまとめに向けた基本的考え方の整理

1. 基本的考え方]

(包摂と多様性がもたらす持続的な成長)

若者も高齢者も、女性も男性も、障害や難病のある方々も、一度失敗を経験した人も、みんなが包摂され活躍できる社会、それが一億総活躍社会である。すなわち、一人ひとりが、個性と多様性を尊重され、家庭で、地域で、職場で、それぞれの希望がかない、それぞれの能力を発揮でき、それぞれが生きがいを感じることができる社会を創る。そのために、一人ひとりの希望を阻む、あらゆる制約を取り除き、活躍できる環境を整備する。

こうした取組の中で、国民一人ひとりの安心感が醸成され、将来の見通しが確かになることにより、消費の底上げ、投資の拡大が促され、経済の好循環がより一層強化される。また、個々人の多様な能力が十分に発揮され、多様性が認められる社会を実現していくことにより、新たな着想によるイノベーションの創出を通じた生産性の向上によって経済成長を加速することが期待される。

2 札幌市の考え方

(1) 札幌市まちづくり戦略ビジョン ビジョン編（平成25年2月策定）

年齢などによる画一的な基準ではなく、個々の状況に応じたサービスを受けられるようにする必要があるとともに、元気な高齢者は、地域社会を支える重要な一員として、健康を保ちながら、活躍していくことが期待されます。

(2) 平成27～29年度札幌市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 （平成27年3月策定）

（施策5 積極的な社会参加の促進）

平均寿命の延伸等を背景に、多くの方が健康を保ちながら年齢を重ねています。

高齢者が、健康で心豊かに暮らし続けるためには、日々の目標や生きがい、そして共に喜び、称えあい、助け合う仲間が大切になります。

一方、少子高齢化により、経済・子育て・福祉などを担う現役世代の減少が続いており、高齢者には、生涯現役として意欲・能力に応じて社会を支える役割も期待されています。

健康な高齢者が、心身に不安を抱える高齢者を支え、経験や知識を活かして他の世代とも協力関係を築くことにより、元気な高齢者自身もまた、助け合いの輪の中で生活することができます。

高齢者が人と関わり、持てる力を発揮し、喜びと張り合いのある健康的な生活習慣を維持しながら、いつまでも安心して暮らすことができるように、きっかけづくりや活動の場・機会の提供、活動団体への支援などを通じて、高齢者の社会参加を促進していきます。

(3) 市長施政方針（平成27年6月24日）

あらゆる世代において、誰もが健康で安心して暮らせる街であることは、人が生活する上で最も基本となることである。加えて、高齢者が、豊富な経験や知識を生かしながら、生涯現役として社会に貢献できるような街にしていくことが必要である。

これからの人口減少・超高齢社会を見据え、誰もが安心して暮らし、人とながり、生涯現役として必要とされ、札幌の市民であることに誇りを持ちながら、生き生きと輝ける街。そんな街・札幌を目指す。

超高齢社会の中で、いつまでも安心して暮らせるようにするためには、年齢、性別、障がいの有無などの違いがあっても、それぞれが自立し、お互いを尊重し合いながら社会に参加できる街であることが必要である。

そこで、子どもから高齢者まで、地域に住む人みんなが福祉のまちづくりの担い手となる仕組みを整え、やりがい・生きがいを創出するとともに、互いに支え合う地域福祉力の向上を図る。

(4) 札幌市まちづくり戦略ビジョン アクションプラン2015

(平成27年12月策定)

重点課題3：「いつまでも安心して暮らせる街」さっぽろをつくる

超高齢社会の中で、いつまでも安心して暮らせるようにするためには、年齢、性別、障がいの有無などの違いがあっても、それぞれが自立し、お互いを尊重し合いながら社会に参加できる街であることが必要です。

リーディングプロジェクト 誰もが活躍推進プロジェクト

札幌に住む全ての人々が、誰かに必要とされ、安心して暮らし、社会に参加できる街であるために、誰もがその持てる力を発揮し、誇りを持ちながら、生き生きと社会で活躍できる環境を整えていくことが大切です。

そこで、高齢者がサービスを受ける側だけではなく、豊富な経験や知識を生かしながら働き続け、あるいは、福祉のまちづくりの担い手となり、サービスを提供する側となって、生涯現役として社会に貢献できるよう環境を整えるとともに、障がいのある方への外出支援を拡充し、社会参加を促進することで、「いつまでも安心して暮らせる街」の実現をけん引します。

※ 高齢者の社会参加支援の在り方検討は、「重点課題3」に関する計画事業のひとつとして位置づけられています。

(5) さっぽろ未来創生プラン（平成28年1月策定）

(基本目標1 安定した雇用を生み出す

(3) 地域が必要とする人材の育成・定着)

若者や女性の就労の不安を軽減し、将来にわたり安心して活躍できる環境づくりに取り組むとともに、高齢者が、豊富な経験や知識を生かしながら働き続け、あるいは、まちづくりの担い手となり、サービスを受ける側だけではなく、サービスを提供する側となって社会に貢献できるよう環境を整えるなど、誰もが生涯現役として輝き続ける街の実現を目指します。

※ 高齢者の社会参加支援の在り方検討は、「基本目標1-(3)」に関する主要事業のひとつとして位置づけられています。